

議員提出議案第1号

三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	寺 井	均
賛成者	〃	渥 美 典	尚
〃	〃	石 井 良	司
〃	〃	赤 松 大	一
〃	〃	谷 口 敏	也
〃	〃	大 城 美	幸
〃	〃	野 村 羊	子
〃	〃	半 田 伸	明
〃	〃	山 田 さ	とみ
〃	〃	成 田 ち	ひろ

## 三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三鷹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（実績報告書の訂正）

第6条の2 会派の代表者は、前条の規定により提出した実績報告書を訂正しようとする場合は、実績報告書訂正届に当該訂正に係る訂正後の領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。

第8条の見出し中「実績報告書」の右に「等」を加え、同条中「実績報告書を」を「実績報告書及び第6条の2の規定により提出された実績報告書訂正届を当該実績報告書の」に改める。

第9条中「実績報告書」の右に「及び第6条の2の規定により提出された実績報告書訂正届」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

政務活動費の交付に関して、実績報告書の訂正の手続きに関する規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三鷹市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成13年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第5条 省略 (実績報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入、支出等に関する報告書（以下「実績報告書」という。）に領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 実績報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。ただし、一般選挙が行われた場合は、会派の代表者であった者は、一般選挙の期日の属する月の翌月の末日までに、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</p> <p><u>(実績報告書の訂正)</u></p> <p><u>第6条の2 会派の代表者は、前条の規定により提出した実績報告書を訂正しようとする場合は、実績報告書訂正届に当該訂正に係る訂正後の領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>第7条 省略 (実績報告書等の保存)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項の規定により</p>	<p>三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成13年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第5条 省略 (実績報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入、支出等に関する報告書（以下「実績報告書」という。）に領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 実績報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。ただし、一般選挙が行われた場合は、会派の代表者であった者は、一般選挙の期日の属する月の翌月の末日までに、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>第7条 省略 (実績報告書の保存)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項の規定により</p>

提出された実績報告書及び第6条の2の規定により提出された実績報告書訂正届を当該実績報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された実績報告書及び第6条の2の規定により提出された実績報告書訂正届について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第10条 省略

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度における交付額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1万5,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係） 省略

提出された実績報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された実績報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度における交付額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1万5,000円とする。

別表（第5条関係） 省略